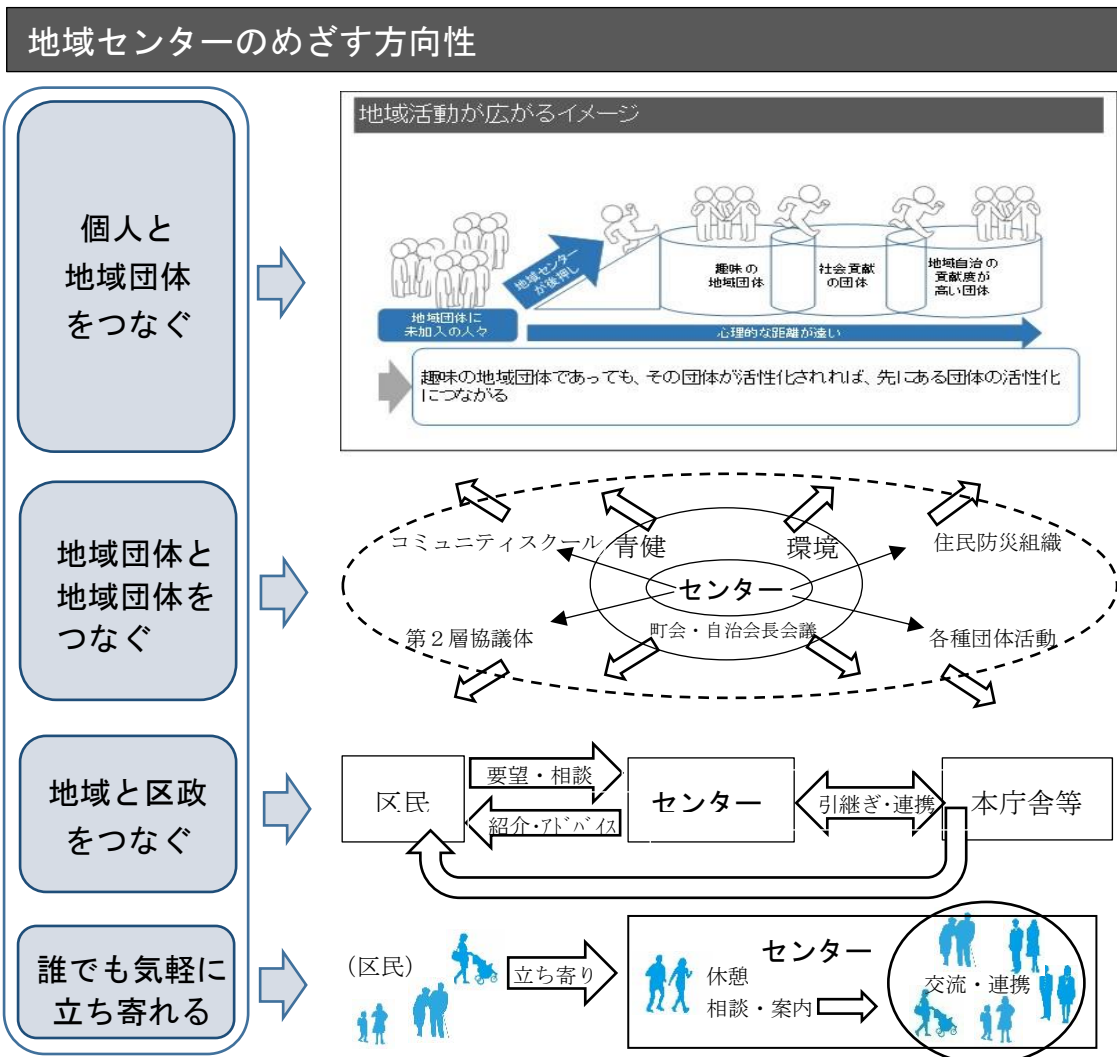


地域センターのあり方について（概要版）

平成30年5月に「地域センターのあり方検討会」を設置し、地域会議に代わる新たな仕組みづくり及び、地域センターの利用拡大の取組について検討してきた。以下に、これまでの検討結果について最終報告を行う。

1 新たな地域センターのめざす方向性

地域センターには、これまで培ってきた地域との信頼関係があることから、さらに地域との接点を増やしていくことで、個人・地域団体・区政との橋渡し役になるとともに、地域活動に関わる区民の増加と地域の会議体等のネットワーク化による地域課題の解決をめざす。併せて、地域センターの新たな取組をとおして、これまで地域センターを利用していなかった区民にも地域センターを利用いただくことで、地域センターがより多くの「区民にとって最も身近な施設」となることをめざす。



2 地域会議に代わる新たな仕組みづくり

(1) 今後の取組の方向性

地域会議がめざしていた目的は変更せず、地域会議という名の新たな会議体設置を目標とする手法を見直し、地域課題の解決や地域振興を目的とする地域の多様な会議体等（町会・自治会長会議、青少年健全育成地区委員会（以下、「青健」という。）、環境行動委員会、住民防災組織、第2層協議体、コミュニティスクール委員会等）や行政等をネットワークでつなぎ、地域全体の課題を解決する手法に改める。

(2) 具体的取組

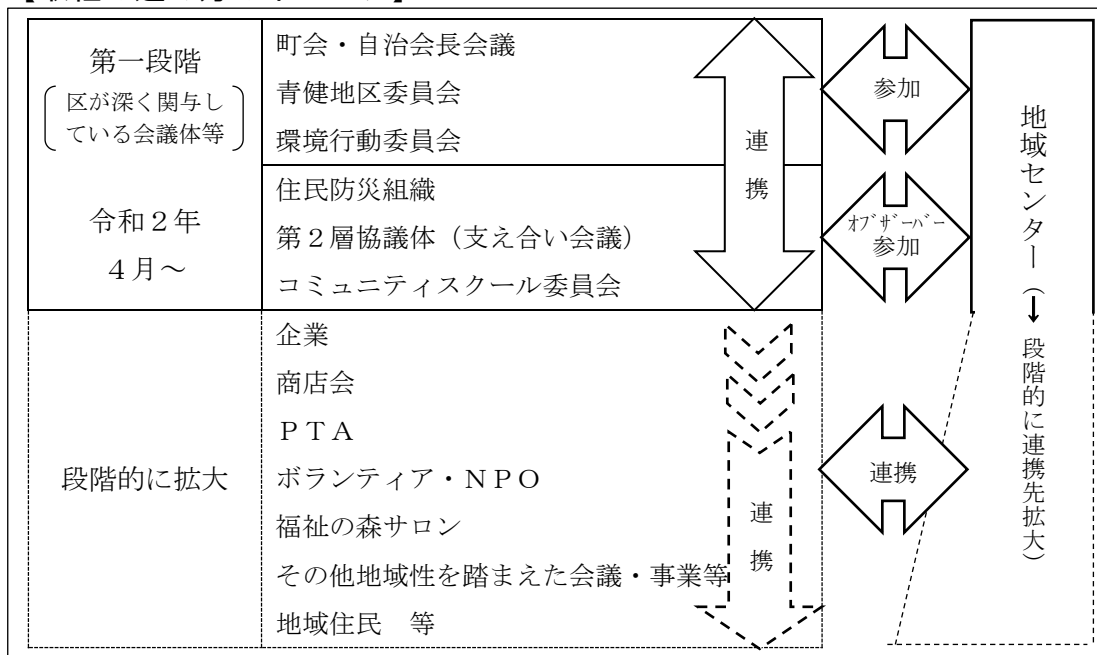
地域特性を踏まえつつ、これまで地域センターが参加していた会議体に加え、関与する会議体・団体等を段階的に増やすことで、ネットワークを強化する。また、行政と地域団体との連携や関係の強化を図るため、地域の会議体への参加（オブザーバー参加）及び情報提供を行う。

まず令和2年4月から、町会連合会各支部（以下、「支部」という。）や地域センターが事務局機能を担っている青健、環境行動委員会のほか、区が深く関与している会議体等にオブザーバーとして参加し、そこで把握した情報を他の会議体等へ提供し、多様な地域活動のネットワーク機能を担うこととする。

また、従来から地域センターと関連の深い事業に対し、各事業の実施団体と協議しながら、地域で活動する会議体等の参加や、地域間の協力により事業の拡充を図る。

なお、ネットワーク強化は、地域によって進捗状況が異なり、長期間を要する取組になることが予想されるほか、多様な会議体等への参加は、会議体等の主催者の意向があることから、段階を経ながら充実を図っていく。

【取組の進め方のイメージ】



3 地域センターの利用拡大の取組

(1) 広報の充実

地域センターの利用拡大を図ることを契機に、「広報いたばし」やホームページ等で集中的に周知するとともに、その後も回覧板や地域イベントを通して、継続的かつ定期的な広報活動を行っていく。

(2) 地域活動参加の促進

地域に貢献する「地域活動」に参加するだけでなく、趣味や学習など、身近にある団体に参加することも地域活動である。地域団体の構成員には重なり合う部分があり、いずれかの団体に参加することで、その後他の分野の活動へと広がる可能性がある。

地域センターが、地域住民に対して地域活動に関する情報提供と参加を後押しすることで、地域活動参加を応援、推進する。

(3) 相談業務の強化

地域活動、行政、福祉、健康、育児その他区民からの多様な相談や要望の聞き取りと、課題解決に向けた関係機関等の紹介、所管部署への引継ぎや、区等へ提出する書類の記入方法のアドバイス等を行う。

(4) 地域センターの窓口や業務範囲の拡大

① 経由事務の拡充

現在、行っている住民防災組織などの経由事務について、複雑な審査を要しない書類等の経由事務を、さらに拡充する。

② 古布・古着の常設回収

現在、5地域センターで、常設の古布・古着の回収を実施済みであるが、今後、回収拠点を増やす。

③ フードドライブ関連事業の実施

フードドライブの窓口常設化を実施する。

④ 介護予防団体の育成

おとしより保健福祉センターと連携して、介護予防のための「高齢者の暮らしを拓げる10の筋トレ」などの自主グループの育成を支援する。

⑤ 地域作品展

東京都や区が児童・生徒から募集するポスターや書道、作文コンクールなどの入賞作品や、保育園の作品展など、子どもたちの作品を地域センターで掲示することにより、子どもや保護者等の地域センターへの来場を図る。

⑥ 「板橋のいっぴん」等の販売

地域センター事業や地区まつり等の時に「板橋のいっぴん」等の販売スペースを店舗に提供することにより、商品購入者の来場を図る。

- (5) 案内機能
地域や観光の情報、行政情報を提供及び案内する。
- (6) 休憩機能
トイレ休憩や猛暑時の涼み処としての利用を図り、だれでも自由に利用できることを周知する。
- (7) 区政推進の展開拠点
地域センターを会場として各課・所が事業を実施する。また、地域経営の視点により、エリア内の多様な主体と区が協働し、事業を展開していくことで、多くの区民が地域センターを利用し、地域特性を活かした区政経営と地域の自治力の向上を図る。
- (8) 地域防災の強化
令和2年度に、地域活動参加促進と災害時の共助意識を高める講座を開催し、地域防災力（減災力）の向上を図る。
- (9) ボランティアセンターとの連携
ボランティアに参加した人たちが継続して町会・自治会その他の地域活動に参加できるよう支援を行う。また、ボランティアセンター情報の掲示やチラシ配架により、地域への情報提供を強化する。
- (10) 集会室の利用条件の変更
地域センター内集会室について、「不特定多数の人へ呼びかけを行う利用はできない。」という利用条件を以下のとおり改善する。
ア 営利でない、仲間を増やすために広く区民に参加を呼びかける行事や地域の方々に楽しんでもらうことを目的とする行事の利用を促進する。
イ 地域住民に対して、積極的に活動内容等の公表を希望する地域団体については、地域センター内にPRや発表会等のチラシ置き場を設置し、団体の活動や会員募集を側面的に支援する。

4 今後のスケジュール

令和 2年 1月	区民環境委員会に報告
令和 2年 2月	町会連合会事務事業連絡会及び町会・自治会長会議等に報告
令和 2年 3月	広報いたばしなどで区民に周知
令和 2年 4月	新たな地域センターとしてスタート